

公共事業の施行に伴う廃土処理等に係る農地転用の取り扱いについて

(昭和57年7月30日 57構改B第1075号、改正平成28年3月30日 27農振第2452号)

国及び地方公共団体等公共事業施行者については、農地法上転用許可が不要であるが、農地利用による廃土処理にあたっては、次のとおり実施すること。

- 1 公共事業に伴う廃土置場等の選定は、農地の有効利用に支障が生じないようできるだけ農地を避けるものとする。

事業施行区域及びその周辺の地域における地形その他の自然条件や土地の利用状況、工事節減あるいは工法上の要請等諸般の状況からやむを得ず農地を選定する場合には、できるだけ優良農地を避けるとともに、一時転用を原則とし、事業終了後は速やかに農地に復旧するものとする。

- 2 農地法上の農地転用許可を要しない公共事業の施行者が農地を借り上げて廃土処理を行う場合において、当該農地の状態及び農地所有者の意向、周囲の土地利用の状況、工費節減あるいは工法上の要請等諸般の状況から、廃土処理に伴いやむを得ず当該農地を恒久転用しようとするときは、次の事項について十分留意するよう指導を徹底し、廃土処理に係る農地転用の取扱いの明確化を図るものとする。

- (1) 当初から恒久転用をしようとする場合

公共事業の施行者及び農地所有者は、事業着工前に、当該農地の転用許可権者と協議し、その承認を得ること。

なお、この場合の手続きは、農地転用許可申請手続きに準じて行うこと。

- (2) 当初は一時転用を予定していたが事業実施の途中においてやむを得ず恒久転用に変更する場合

その時点で(1)の手続きをとること。

- (3) 当該農地の許可権者は、(1)又は(2)の調整を行うに当たっては、農地法第4条第6項又は第5条第2項に準拠してその可否を判断すること。

- 3 2による事前の承認を得ていない土地については、農業委員会等は非農地証明を行わないものとする。

なお、事前に承認を得ている土地で非農地証明を行う場合は、次の事項に留意すること。

- (1) 事前に必ず現地調査を行うこと。

- (2) 事前に総会又は部会の議を得ること。

但し、紛争の発生や違法性の疑いがなく問題のない事案については、あらかじめ専決処理のための事務処理規程を整備したうえで、農業委員会事務局長等の専決処理とすること。

- (3) 総会又は部会の議事録並びに非農地証明申請受付簿及び同交付簿その他の関係書類を整備し、あらかじめ定める保存期間内は保存しておくこと。

- 4 公共事業の施行に伴う廃土処理等に係る農地転用の取り扱いについては、当該取扱要領(平成

12年3月31日農第747号部長通知) により処理すること。

- 承認申請書 (参考様式第13号)